

報道資料

令和2年5月19日

産業・観光・雇用振興部 地域産業課 金融支援係
担当:古川、甲斐

電話:0742-27-8807(ダイヤルイン),内線 3513

研究開発支援資金認定について 【5月12日付1件】

県中小企業融資制度の「研究開発支援資金」について、令和2年度において、5月12日付で1件認定しましたのでお知らせします。

1. 認定案件一覧

今回の認定案件は、以下のとおりです。

名称	住所	事業計画概要
株式会社M.T.C	大和高田市	特許技術を応用した持ち運び可能な起立補助具の研究開発

2. 研究開発支援資金について

県内事業所で研究開発を行う中小企業者のうち、優れた研究開発計画を有するとして申請のあったものの中から県が認定したものについて、無利子・無保証料(※)で県制度融資を利用することが可能となる制度です。

(※)・・・利子・保証料を全額県が負担します。

対象者	新製品や新サービスの提供等に向け、実証研究や試作品製造等の研究開発を行うもののうち、優れた研究開発計画を有するものとして知事の認定を受けたもの。 ※既に実用化されている技術の単なる利用や、基礎学問の研究は含まない。
融資限度額	5,000万円
資金使途	運転、設備、運転・設備
保証期間	15年以内(うち据置5年以内)
貸付利率	0%(全額奈良県が負担します)
保証料率	0%(全額奈良県が負担します)
担保	必要に応じ徴求
連帯保証人	原則、代表者を除き不要

3. 優れた研究開発計画を有するものとは

次のいずれかを対象

(1) 審査会の審査で優れた研究開発計画を有すると判断されたもの

① 開発する技術または製品が新規性を有し一定の技術レベルを有する研究開発計画であること

② 実現可能性のある研究開発計画であること

(2) 「奈良県産業振興総合センター中期研究開発方針」の「第4中期研究開発方針」の「1基本方針」のうちの①から③に対応する以下のいずれかの研究開発計画を有するもの。

① グローバルニッチトップ企業の持続もしくは目指すための研究開発

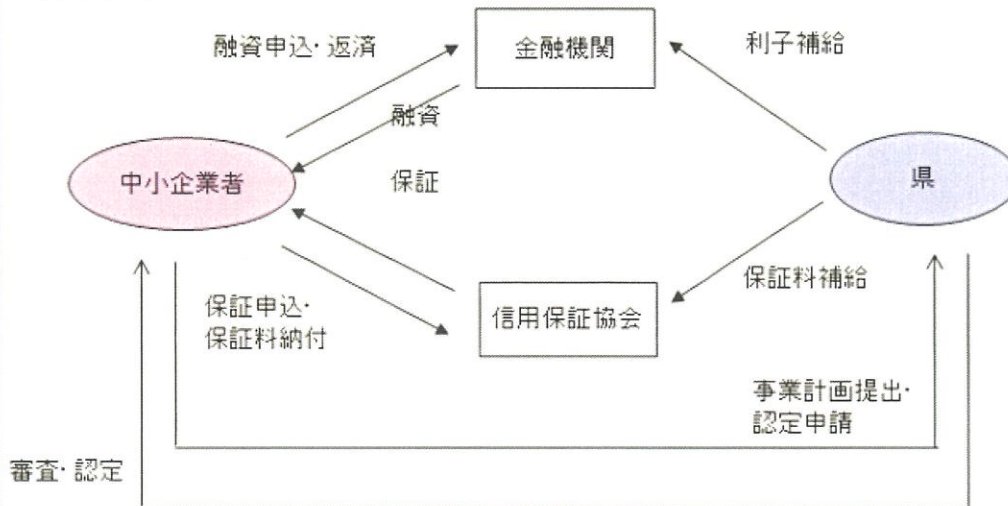
② 新産業分野の創出・育成を目指した研究開発

③ 核となる技術(コアコンピタンス)の形成を目指す研究開発

(3) 中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律に基づき、経済産業大臣から特定研究開発等計画の認定を受けたもの

参考: 制度融資のしくみ

県制度融資は、融資条件(利率・限度額など)を県が定め、信用保証協会が保証を行い、金融機関が融資を行う制度です。県が保証料と利子の一部を負担し、保証協会と金融機関の協力を得ることにより、低保証料・低利となっています。



研究開発支援資金については、優れた研究開発計画を有するとして申請に基づき県が認定した中小企業者について、県が利子・保証料を全額負担(補給)することにより、無利子・無保証料で融資を受けることが可能です。